

福井県建設工事等の電子入札に関する取扱いについて

1 入札書受付期間について

入札書受付期間は原則として、開札日の前々日の午前8時30分から午後5時までと前日の午前8時30分から午後4時まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の2日間とする。

ただし入札執行者が必要と認める場合は、受付期間を変更することができるものとする（福井県電子入札運用基準（平成17年7月29日付け、農林水産部長、土木部長名通知。以下「運用基準」という。）第5条および福井県建設工事等電子入札運用要領（平成17年7月29日付け、農林水産部長、土木部長名通知。以下「運用要領」という。）4参照）。

例：開札日が月曜日である場合には、入札期間は前の週の木、金曜日

開札日が火曜日である場合には、入札期間は前の週の金曜日および前日の月曜日

2 案件登録の修正について

(1)入札書受付締切日時前においては、システムにより、入札中止書を送信する。

(2)入札書受付締切日時経過後においては、システムにより、取止め通知書を送信する。

3 入札の中止について

(1)入札を中止する場合は、案件変更画面で「入札中止」ボタンを押すことにより行う。

(2)入札中止は入札執行者が行うこととする（運用基準第6条第2項参照）。

4 入札方法変更通知書について

電子入札を紙入札に変更する場合の通知に使用する入札方法変更通知書については、**別紙様式1**によるものとする（運用基準第7条および運用要領4（4）イ参照）。

5 入札参加申込みについて

(1)特定共同企業体として入札参加を希望する場合には、代表構成員は、電子入札システム上での入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の作成に当たって、J V参加の欄にチェックを入れ、共同企業体名称の欄に共同企業体名を記入するものとする（運用要領6（3））。

(2)共同企業体の名称は、次の例により記入するものとする。

例：〇〇建設（株）●●営業所、△△土建（株）、J V

6 受付票について

紙入札の承認を受けた者が持参した入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料または応募資料提出書および応募資料を受付けしときの取扱いについては、従前の例（申請書等の表紙写しに受付印を押印し交付する等）によるものとする。

なお、電子入札システム（以下「システム」という。）での申請書等受付と受付票発行手順との関係は、次のとおりとなる（運用基準第9、10条参照）。

- ①入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信（システムによる。）
- ②入札参加資格確認資料または応募資料の提出（郵送等による。）
- ③内容確認（補正等の必要のないことを確認）
- ④受付票の発行（システムによる。）

7 入札参加資格確認資料、応募資料ならびに総合評価落札方式による場合の技術資料提出書および技術資料（以下「技術資料等」という。）の提出について

入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等を、当分の間、運用基準第9条第1項第5号に該当するものとして郵送等により提出を求めることについては、当該案件の公告等にも明示する（運用要領7（1）ア参照）。

8 入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書について

入札参加希望者が、入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例については、**別紙参考1**のとおりとする。（運用要領7（1）イ（ア）参照）。

9 入札書の郵送等について

(1) 入札書を郵送する場合（WTO該当の入札に限る。）には、入札書は、二重の封筒により提出することとし、封筒に封入するものおよび封筒の記載については次表のとおりとする。

区分	封入するもの	封筒面書きの記載
外封筒	内封筒	1 提出先（福井県の発注担当部局・課室名） 2 対象工事・提出者を分明にする記載 ①（正確な）工事名 ②工事番号 ③開札日時 ④入札参加者名（業者名） ⑤担当者名・連絡先（電話・ファックス番号） ⑥「入札書（工事費内訳書）在中」と朱書
	内封筒	1 対象工事・提出者を分明する記載 ①（正確な）工事名 ②工事番号 ③開札日時 ④入札参加者名（業者名） ⑤担当者名・連絡先（電話・ファックス番号） ⑥「入札書在中」と朱書

(2) 封筒の記載例、封入の例については、**別紙参考2**のとおりとする。なお、入札参加資格確認資料、応募資料、技術資料等および積算（工事費）内訳書を封入した封筒の記載も同様とする。ただし、入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等については、郵送の場合であっても、二重の封入は必要としない（運用要領7（1）イ（ウ）参照）。

【参考】 資料等の郵送の可否等

	WTO入札以外		WTO入札	
	電子入札者	紙入札承認者	電子入札者	紙入札承認者
入札参加資格申請書	送信	持参	送信	持参 (郵送も可)
同 資料	郵送または持参	持参	郵送または持参	持参 (郵送も可)
応募資料提出書	送信	持参	送信	持参 (郵送も可)
同 資料	郵送または持参	持参	郵送または持参	持参 (郵送も可)
工事費内訳書	送信または 郵送または持参	持参	送信または 郵送または持参	持参 (郵送も可)
入 札 書	送信	持参	送信	持参 (郵送も可)

10 紙入札承認願、紙入札承認通知書について

入札を紙で行おうとする者が提出する紙入札承認願については、**別紙様式2**によるものとする。

また、紙入札を承認した場合に発行する紙入札承認通知については、**別紙様式3**によるものとする（運用基準第12条、運用要領10参照）。

なお、紙入札を承認された者は以後の手続は、すべて紙で行わなければならない。

11 紙入札者が使用する入札書について

紙入札者は、紙入札承認通知に付された条件として、電子くじ引き用に入札書に3桁の任意の数字を記入するものであり、入札書の記載例については**別紙参考3**のとおりとする（運用基準第12条第3項第5号参照）。

12 受領書について

紙入札を承認された者が第1回目の入札書および積算（工事費）内訳書を持参した場合に発行する受領書は、**別紙様式4**のとおりとする（運用要領11（2）参照）。

13 積算（工事費）内訳書の確認について

積算（工事費）内訳書の確認作業については、入札執行者が総括し、発注機関の入札立会人の立会いのもと、積算担当者において厳正に行うものとする。また、確認作業は、入札書の受付締切から開札日時までに行うこととし、原則として開札日当日に行うものとする。なお、一般競争入札（事後審査型）については入札参加資格の確認と併せて行うこととする。ただし、入札執行者が必要と認める場合には、これ以外のときにも確認作業を行うことができるものとする（運用基準第16条、運用要領11（5）参照）。

14 開札について

(1) システムにおける「開札」とは、システム内の「一括開札」ボタンを押すことにより、入札者が送信等した入札額の一覧が表示されることを指すものとする（運用要領12（1）ア参照）。

(2) 電子入札を行った者が、開札場所での立会いを希望する場合には、入札執行者は立会いを

させる場所および時間を電話等の確実な方法で連絡し、立会いさせるものとする（代表者に限る。）。（要領12（2）ア参照）

(3) 紙入札者の入札金額の入力は、開札執行画面で「紙移行」ボタン（システムに利用者登録を行っていない入札参加者にとっては「入力」ボタン）を押して行う。

(4) ICカードの名義人および有効期限の確認は、システム上で、次の者について行う。

ア 一般競争入札の場合

落札候補者（落札となるべき同価の入札をした者が複数ある場合は、それらの者。以下次号において同じ。）

イ 公募型指名競争入札および指名競争入札の場合

落札候補者および次順位者。なお、次順位者が複数ある場合は、その者のうち1名。

ウ 再度入札通知書を送信する場合

入札参加者すべて

(5) 確認の結果、ICカードの不正使用が判明した場合は、当該入札者の行った入札は無効とする。この場合において、前項ア、イにより確認を行った者の入札が無効となった場合は、更に次順位者について確認を行う。

(6) 落札者が契約しない場合であって、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約を行う場合には、前2項の規定にかかわらず、すべての入札参加者について確認を行う。ただし、(4)ウにより確認を行っている場合は、この限りでない。

15 再度の入札の実施について

(1) 再度の入札の入札書受付期間は、再度の入札の通知から30分間とする。

ただし、全員の再度の入札の提出が確認できた場合には、ただちに入札書の受付を締切り、開札することができるものとする。（基準第23条参照）

例 第1回目の開札 13:00

第1回目の入札終了 13:10

再度入札通知書送信 13:15⇒（再度の入札書の受付締切 13:45）

(2) 「必要により開札日時を変更した場合」とは、運用要領第4（3）イの場合等をいう。

16 不落随契について

不落随契については、当分の間、システムによらず、対象者から、後日、見積書を提出させる方法により実施するものとする。（対象者が紙入札者で、入札会場に立ち会っている場合には、当日、見積書を提出させることも妨げない。）（基準第24条、要領13）

17 その他

(1) 入札保証金について

入札保証金については、平成17年8月1日以降は、「入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約しないこととなるおそれがない」と認められるときであれば、入札保証金を免除することができるものであること。

（「契約しないこととなるおそれがない」と認めるにあたっては、経営状況、受注状況等を勘案して判断することとされていることから、入札参加資格者名簿に登載されている者であっても、県発注の建設工事等について、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者、契約を締結しながら契約を履行しなかった者等については、免除しないものとする。）

(2) 設計図書閲覧

設計図書の閲覧の取扱いについては、従来の紙媒体による入札の例によるものとする。

（発注機関が公告等において指定する期間、指定の場所において閲覧に供するなどする。）

(3) 見積り期間について

見積り期間には、入札公告日および入札書受付期間（2日間）を含めないものとする。

(4) 入札の執行体制について

電子入札における入札執行体制については、当分の間、厳正を期すために、従前のおり、入札執行者他の4名の体制で行うものとする。

(5) その他、入札に当たっての必要事項について、入札説明書別紙様式5により福井県ホームページに掲載する。

土木部土木管理課 建設業G・技術管理室 内 3312、3313

別紙様式1 (入札方法変更通知書)

番 号
年月日

商号・名称
代表者名 様

発注機関の長名

入札方法変更通知書

下記1の電子入札案件については、入札方法を下記2のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 電子入札案件名・入札書受付期間・開札日時等
- 2 入札方法の変更内容
 - (1) 1の電子入札案件については(変更の理由)により、入札方法を紙入札に変更いたしました。
 - (2) 1の電子入札案件については、削除いたしました。
 - (3) 1の電子入札案件について、すでに送信された入札書は無効とし、開札いたしません。
 - (4) 1の電子入札案件について、入札参加者の方は改めて紙の入札書を提出してください。
 - (5) 紙入札に係る入札方法
 - ア 入札日
 - イ 場所
 - (6) 紙入札に関する必要な事項等

別紙様式2 (紙入札承認願)

年月日

発注機関の長 様

商号・名称
代表者名

紙入札承認願

下記1の電子入札による入札について、下記2の理由により、紙での入札を行うことをお認め願います。

記

- 1 電子入札案件名
- 2 電子入札が行えない理由

商号・名称
代表者名 様

発注機関の長名

紙入札承認通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった下記1の電子入札に係る紙入札承認願については、下記2のとおり手続きを変更することを条件として、これを承認します。

記

- 1 電子入札案件名
- 2 紙入札の承認に伴う入札手続等の変更 一別紙一

(別紙)

紙入札の承認に伴う入札手続等の変更について

指名通知書等の入札に関する必要な事項に定める事項の一部を下記のとおり変更する。

記

- 1 第1回目の入札書および積算(工事費)内訳書の提出
 - (1) 提出期間
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)の午前〇〇時～〇〇時、午後〇〇時～〇〇時まで
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)の午前〇〇時～〇〇時、午後〇〇時～〇〇時まで
 - (2) 提出方法
第1回目の入札書の提出に合わせて、第1回目の入札金額に対応した積算(工事費)内訳書を持参すること。
第1回目の入札書は、宛名(発注事務所・課名)、工事(業務)名および入札参加者名を記載し、入札書在中と朱筆した封筒に封入したもの。積算内訳書は宛名(発注部署)、工事(業務)名および入札参加者名を記載し、積算(工事費)内訳書在中と朱筆した封筒に封入したものを持参すること。
 - (3) 提出場所
発注機関の所在地、事務所・課名
 - (4) 受領書の発行
受領書を発行するので、第1回目の入札書および積算(工事費)内訳書を提出したときは、必ず受領書を受け取ること。
 - (5) 情報の到達時期
受領書を発行したときをもって、入札書および積算(工事費)内訳書の情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとする。
- 2 入札および開札
 - (1) 入札方法
ア 入札執行職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力する。

イ 第1回目の入札書の記名押印は、入札参加者資格名簿に登載された代表者の記名押印とする。

ウ 再度の入札を執行することとなった場合において、代理人が開札に立ち会っているときには、再度の入札書の記名押印は、代理人の記名押印とする。

(2) 開札の立会い等

ア 紙入札を行う者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならない。

イ 立合人が代理人である場合には、契約担当者宛の委任状（代表者から立会人に対して、開札の立会い、再度の入札および見積りに関する一切の権限を委任したもの。）を入札執行職員に提出しなければならない。

ウ 紙入札を行う者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された自動くじ引き用の3桁の任意の数値を入札書に記入するものとし、電子くじの実施がある場合には入札執行者が入札者に代わって入札者から提出された入札書に記載された当該数値を電子入札システムに入力する。なお、電子くじ用の記載がない場合は、入札執行者は入札書記載の金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値として電子入札システムに入力する。

エ 紙入札を行った者が開札に立ち会っていない場合において再度の入札を執行することとなったときには、再度の入札を辞退したものとする。

(3) 開札日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時から

(4) 開札場所

〇〇〇〇事務所 〇階 〇〇〇会議室

※紙入札が承認され、入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料または応募資料提出書および応募資料の提出から、紙での手続きが行われる場合には、それぞれの提出期間、提出方法および提出場所も記載すること。

別紙様式4 (受領書)

番 号
年月日

商号・名称
代表者名 様

発注機関の長名

受領書

下記1の電子入札に係る入札書および積算（工事費）内訳書については、下記2のとおり受付しました。

記

1 電子入札案件名

2 受領日時 平成 年 月 日 時 分

別紙様式5 (電子入札に当たっての入札手続等の説明書)

※福井県ホームページに掲載

電子入札参加者各位

電子入札に当たっての入札手続等の説明書

福井県電子入札システムにより入札を行う入札参加者の方は、下記の点をご承知の上、入札手続を行ってください。

記

- 1 入札に係る規則等について
 - (1) 福井県財務規則
 - (2) 工事入札心得（電子入札用）
 - (3) 福井県電子入札運用基準
 - (4) 福井県建設工事等電子入札運用要領
 - (5) 福井県建設工事等の電子入札に関する取扱いについて
 - (6) 一般競争入札、一般競争入札（事後審査型）または公募型指名競争入札にあっては当該入札に係る公告

- 2 入札に係る留意事項について
 - (1) 入札参加者または受注者の皆様へ
 - (2) 工事入札に際しての法令遵守について
 - (3) 配置予定技術者の確認について
 - (4) 入札保証金の納入について
 - (5) 工事費内訳書の提出について（工事費内訳書の提出を要する場合）
 - (6) 当該案件に係る設計書、仕様書、図面、実地
指名通知等の記載のとおり。 ※有償配布の場合等は、別途、説明あり。
 - (7) 最低制限価格の設定について
予定価格が2億円以下の工事について設定（総合評価落札方式は除く。）
 - (8) 低入札調査基準価格の設定について
予定価格が2億円を超える工事について設定

【参考添付】

1 - (1) 福井県財務規則……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

- 参考：一部抜粋 -

(入札の無効)

第151条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
 - 二 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - 三 入札者またはその代理人がした二以上の入札
 - 四 二人以上の代理をした者のした入札
 - 五 入札者が連合した入札
 - 六 最低制限価格が設けられている場合においては、これに満たない金額をもつて行った入札
 - 七 入札の際、不正の行為をした者の入札
 - 八 金額その他要点を確認することができない入札
 - 九 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札
- 2 前項の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、同一入札で以後継続して入札が行われる場合においては、これに参加させないことができる。

1 - (2) 工事入札心得（電子入札用）

……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

この心得は、福井県電子入札システム（以下「システム」という。）により実施する建設工事等の入札について、福井県財務規則第151条第1項第9号にいう入札条件とする。

- 第1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに県の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていないなければならない。
- 第2 入札参加者はシステムに登録された適正なICカードを用いて、入札手続を行わなければならない。
- 第3 電子入札において、紙入札を行うことを承認された者が行う入札手続に係る条件については、福井県電子入札運用基準、福井県建設工事等電子入札運用要領および紙入札承認通知書に定めるほかは、従来の紙入札の例によるものとする。
- 第4 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体（以下これらを「企業体」という。）が入札参加者の場合は、当該企業体の代表者は、あらかじめ当該企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状をすべての構成員（代表者を除く。）から徴し、入札執行者に提出しなければならない。
- 第5 入札参加者は、入札書が県の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- 第6 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもつて行った入札は無効とする。
なお、福井県財務規則第151条第1項に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

- 第7 再度の入札執行は、前回の開札終了後、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。
- 第8 入札参加者は、開札に伴う一連の手続が完了するまでは電子入札に係る電子計算機の近辺において待機していなければならない。
- 第9 入札参加者は、入札書受付締切日時前において、入札書を送信するまでは、入札辞退届を送信することにより、いつでも入札を辞退することができる。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - 3 入札の辞退等により入札参加者が2人未満になったときは、入札の執行を取りやめる（一般競争入札を除く。）。
- 第10 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 第11 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- 第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより落札者を決定するものとする。
- (1) 予定価格が2億円を超える工事の請負契約については、相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を事前に定め、当該調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、福井県財務規則第159条第1項の規定に基づき、当該入札を行った者について入札価格の妥当性を調査し、落札者を決定するものとする。
 - (2) 福井県財務規則第159条第4項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 前項第1号の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
- 第13 「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」（昭和39年福井県条例第1号）第2条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。
- 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が福井県から入札参加の資格制限または指名停止もしくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
 - 3 第1項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、福井県から入札参加の資格制限または指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
 - 4 前2項の規定により仮契約を解除し、または契約を締結しない場合、県は一切の損害賠償の責を負わない。
- 第14 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。
- 2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないこと

がある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、県は一切の損害賠償の責を負わない。

(施行日 平成17年8月10日)

1 - (3) 福井県電子入札運用基準 - 抜粋 -

……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

- 参考：一部抜粋 -

(入札に関する必要な事項)

第11条 入札に関する必要な事項は、次項および第3項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

2 入札に関する条件は、次のとおりとする。

(1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報ならびに入札者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

(2) 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明確であること。

(3) 入札に使用したICカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札、一般競争入札(事後型)または公募型指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時または応募資料提出時に使用したICカードと同一の代表者のものであること。

(4) 第1回目の入札金額に対応した積算(工事費)内訳書に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

(5) 電子入札に用いる日時については、福井県電子入札システムにより示される日時を基準とすること。

3 入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。

(1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要な電子ファイルを添付して送信すること。

(2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。

(3) 開札手続を進めるに当たっては、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。

(4) 入札に使用することを予定している代表者が取得したICカードまたは一般競争入札および公募型指名競争入札において入札参加資格確認申請または応募資料提出に使用した代表者のICカードが失効、閉塞または破損した場合には、入札に参加(一般競争入札(事後型)にあつては入札参加資格確認申請)できないため、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めること。

(5) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

1 - (4) 福井県建設工事等電子入札運用要領

……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

- 1 - (5) 福井県建設工事等の電子入札に関する取扱いについて
……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

- 1 - (6) 当該入札に係る公告等
……福井県ホームページまたは発注機関で閲覧ください。

2 - (1) 入札参加者または受注者の皆様へ

入札参加者または受注者の皆様へ（県内業者への下請発注等要請）

皆様には、平素より県政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

県では、社会資本の着実な整備推進を図るため、公共事業の予算確保に積極的に取り組むとともに、公共事業の執行に当たり、地域経済への波及効果がより高まるよう努めるなど、県民の視点に立った公共事業の推進に取り組んでいるところであります。

しかしながら、長引く景気低迷に伴う各種産業の生産水準の低下や停滞する雇用情勢、さらに公共事業の縮小などによる建設需要の落ち込みなど、県内の経済情勢は大変厳しい情勢にあり、景気浮揚のためには、皆様の更なるご協力が是非とも必要な状況にあります。

つきましては、皆様におかれましては、県内工事の県経済への波及効果をより一層高めるため、県発注工事はもとよりその他の工事の受注および施工に当たりまして、次の事項にご留意いただきますことを強くお願いいたします。

- (1) 下請業者を選定する場合には、県内業者を下請として選定するよう努めること。
- (2) 建設資材や物品等の調達においては、県内業者からの調達および県産品の活用に努めること。
- (3) 県内在住の労働者の雇用に努めること。

平成15年9月16日

各 位

福井県知事 西 川 一 誠

2 - (2) 工事入札に際しての法令遵守について

入札参加者各位

工事等入札に際しての法令遵守について

近年、全国各地で、入札に際し独占禁止法違反に抵触する行為があったとして公正取引委員会から排除勧告が出される事件が増えています。

本県においても同様の事件が発生し、県として厳正に対処したところでです。

言うまでもなく、談合は、自由な競争を前提とした入札制度の根幹を揺るがすものであり、独占禁止法や刑法で厳しく禁止された行為です。仮に、このような行為が明らかになった場合には、当該法律での処分に加え、県としても、指名取消しや指名停止等の厳しい措置をとることとなります。

各業者の皆様方には、関係法令を遵守して入札に参加してください。

2 - (3) 配置予定技術者の確認について

配置予定技術者の確認について

このことについて、下記の事項に留意の上、入札に参加してください。

記

本工事を落札した建設業者の方は、落札者決定後、落札金額（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が**250万円以上**となった場合には、契約前に配置予定の技術者について、「**配置予定技術者届出書**」を提出していただきます。

そのため入札参加者の方は、あらかじめ、配置予定技術者について、監理技術者資格者証番号、氏名、生年月日、有する資格、他の工事に既に配置されている場合はその工事の工事名、発注者、工期等について速やかに届出できるよう準備しておいてください。

配置する技術者は、主任技術者もしくは監理技術者（請負金額が250万円以上の場合には、**入札の申込や入札執行日等の3か月前から雇用関係にあることが必要です。**）のいずれかになります。下請金額の総額が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）以上の下請契約を締結する可能性がある場合は、あらかじめ監理技術者を配置するようにしてください。なお、**請負金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の工事に配置される技術者は、当該工事現場への専任が求められ、原則として他の工事の配置技術者となることができなくなります。**

落札の宣言（落札決定通知）を受けた方（以下は「落札者」といいます。）は、その日から5日以内に契約を締結してください。そのため、入札終了後、事務局から「配置予定技術者届出書」を受け取り、必要事項を記載の上、必ず落札の宣言を受けた日の翌日までに提出してください。特に、資格者証を持っていない者（主任技術者）を配置する場合には、所属、入札の申込や入札執行日等の3か月前から雇用関係にあることおよび資格を証する書類（社員証や社会保険関係書類、資格の合格証書等）の写しを提出してください。提出のないときは、契約の意思がないものとみなし、契約を締結しないこととなりますので注意してください。

県では、落札者から「配置予定技術者届出書」の提出を受け、他の工事との重複、営業所専任技術者等との兼任状況等を確認し、適正配置の可否を確認します。

当該工事現場に適正に技術者が配置できることが確認できた場合、その旨を通知しますので、速やかに契約を締結してください。

また、適正に技術者を配置できないことが判明したときには契約を締結しないこととなりますので、指名通知の受理後入札までの間に配置できる見込みがないことが判明したときには入札を辞退する等の措置をとってください。

なお、落札したにも関わらず、技術者が配置できないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がありますのでご留意願います。

落札者はこの確認により配置可能と判断された技術者を当該工事に配置することとなります。技術者等の配置に当たっては、契約後すみやかに「現場代理人等通知書」を提出してください。

やむを得ず配置中の技術者を変更する場合には、事務局から「配置技術者変更届書」を受け取り、必要事項を記載の上、原則として技術者の変更を行う3日前までに提出してください。ただし、工事現場ごとに専任配置が義務付けられる工事においては、原則として当該技術者の死亡、退職などの理由がある場合に限られますので、ご留意願います。

※詳細については、各発注機関にお問い合わせください。

2 - (4) 入札保証金の納入について

入札参加者各位

入札保証金の納入について

各入札案件における入札保証金については、下記のとおり納入してください。

記

- 1 入札保証金の算定について
入札保証金は、見積金額の100分の5以上の金額を納入してください。
見積金額とは、契約希望金額（入札書記載金額＋消費税および地方消費税）です。
(入札保証金の計算額に千円に満たない端数があるときは、千円に切り上げてください。)
*入札保証金の額は、**(入札書記載金額＋消費税および地方消費税)×0.05**と同額またはそれ以上であること。
- 2 入札保証金の納入について
(1) **入札保証金は、入札を行う日に納入ください。**
各入札案件における入札書締切日時までに発注機関に納入してください。
(2) 入札保証金の納入は、次のいずれかの方法によります。
①現金、②金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手、③国債、地方債等（これらによる場合は、事前に問い合わせください。）
*準備の都合上、①～③のいずれの方法によるかを入札の前々日までに連絡願います。
- 3 入札保証金の契約保証金への充当等について
(1) 落札者の入札保証金は一旦お預かりし、契約後還付いたします。なお、お預りした入札保証金は契約保証金に充当することができるので、希望する場合は、入札終了後その旨を申し出ください。
(2) 落札しなかった者の入札保証金は入札終了後ただちに還付しますので、**入札参加者の認印**を必ず持参ください。
- 4 入札保証金の免除について
次に掲げる場合においては、入札保証金を免除することとします。免除に当たっては特に手続を要しませんが、(2)アからエのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になりますので、御注意ください。
(1) 損害保険会社との間に、福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
(2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。(具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。)
ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者
イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者
ウ 設計金額が5億円以上の県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者
エ ア、イ、ウ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

5 その他

その他不明な点については、各発注機関にお問い合わせください。

2 - (5) 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、「福井県財務規則」の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効にする場合があることや、入札手続きの終了後、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合があります。
- (3) 工事費内訳書の様式は自由とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとしてください。
- (4) 工事費内訳書は、入札執行者が確認の後、発注機関において保管します。

2 - (8) 低入札調査価格の設定について

- (1) この入札案件には、調査基準価格が設定されています。そのため、最低価格の入札金額等が調査基準価格を下回った場合には、落札決定者を保留して、調査の上、入札参加者の方には、結果を後日通知することとなります。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行ったものには、調査にご協力いただくこととなります。
- (3) 調査にご協力いただけない場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合があります。

別紙参考1

入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例

発注機関の長 様	業者商号・名称 代表者名
資料の提出について 標記について、下記のとおり郵送（持参）により提出します。	
記	
1 資料名	例：入札参加資格確認資料
2 内容（目録・枚数）	
3 発送（予定）年月日（または持参（予定）年月日）	

別紙参考2

入札書等を封入する封筒の記載例

<p>(外封筒)</p> <p>福井県〇〇〇〇事務所〇〇課御中</p> <p>工事（業務）名・工事番号・開札日時 入札参加者名・担当者名・連絡先</p> <p>入札書（工事費内訳書） 在中</p>	<p>(内封筒)</p> <p>工事（業務）名・工事番号・開札日時 入札参加者名・担当者名・連絡先</p> <p>入札書 在中</p>	<p>(内封筒)</p> <p>工事（業務）名・工事番号・開札日時 入札参加者名・担当者名・連絡先</p> <p>工事費内訳書 在中</p>
---	--	---

※工事費内訳書と入札書は、それぞれ別の封筒に封入し、さらに別の外封筒に入れ、2重にして郵送

(電子入札くじ用の数字)

□□□

入札書 (工事)

年月日

契約担当者あて

住所

氏名

下記のとおり福井県財務規則ならびに設計書、仕様書、図面、実地および入札心得を承諾のうえ関係書類を添えて入札します。

金 円

ただし、何々工事入札金

【参考1】

番 号
年月日

商号・名称 代表者名 様

発注機関の長 名

指名競争入札の参加について

下記のとおり（□紙入札により または □電子入札により）入札に付することになりましたので、入札条件等を御承知の上、入札に参加願います。

記

1. 工事名	工事
2. 工事場所	線 市 丁目
3. 設計額	円（消費税および地方消費税相当分を除く）
4. 契約条件	福井県財務規則および福井県工事請負契約約款その他特約事項 ※委託業務の場合：公共土木設計業務委託契約約款
5①. 入札書受付期間	日時 平成 年 月 日 時 分～ 月 日 時 分
5②. 入札（開札）の日時および場所	日時 平成 年 月 日 時 分 場所 事務所 会議室 ※電子入札の場合には記載しない。
6. 貸与書類	設計書、図面は _____ にて閲覧のこと
7. 入札保証金	見積金額（入札書記載額＋消費税および地方消費税）の100分の5以上の金額 免除
8. 契約保証金	福井県工事請負契約約款第4条に定める保証 ※委託業務の場合：契約金額の100分の10以上。（福井県財務規則第172条に該当する場合は免除する。）
9. 前払金	福井県工事請負契約約款第34条に定める額の範囲内 ※委託業務の場合：契約金額の100分の30以内
10. 入札の条件	工事入札心得（電子入札用）等を遵守のこと
11. その他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、この工事現場に配置する予定の技術者について、別紙により、他現場との重複の確認等を行うので、このことに留意し、所定の手続をとること。 ※委託業務の場合：なお以下不用

（指名通知における欄外の留意事項）

- *入札時刻〇〇分前に手続き（入札保証金は〇〇〇〇〇に納入）を済ませてください。
- *下記確認書（または福井県電子入札システムにより送信されたもの）を切り取り、設計図書を閲覧した後、閲覧室備え付けの箱に必ず入れてください。
- *工事入札心得等は、この通知書を発した受注機関において閲覧することができます。
- *入札書の工事名・工事場所等は正確に記載してください。
- *環境への配慮から、来庁に際し車を利用される場合は、アイドリングストップにご協力ください。

閲覧確認書

No. _____ - 整理番号

下記、入札予定工事にかかる設計図書を閲覧しました。

工事名・番号 _____
工事場所 _____
入札（開札）日時 平成 年 月 日 時 分

発注機関の長 様 平成 年 月 日

指名業者名
閲覧者 印